税法に適合した“食事補助プラン”の薦め

大増税時代への突入

中小企業･商店主の経営者･従業員等の生活に直撃する様々な増税。

＜　税　制　＞

①実質一人会社への課税強化
②定率減税の廃止
③所得税控除の縮小（配偶者控除等）
④消費税の課税強化など

＜　社会保険　＞

①年金保険料の毎年アップ
②年金の給付水準の引下げ
③介護保険料の負担年齢の引下げ

昇給よりも“可処分所得”の視点が重要

昇給額が少ない今日では、同じ給与でも“可処分所得”を増加させることが大切。

所得税・住民税が課税されない食費補助の活用

≪所得税法基本通達 36-38 の 2（抜粋）≫

役員や使用人に支給する食事は、下記の二つの要件を満たしていれば、給与として課税されません。

①役員や使用人が食事の価額の半分以上を負担。
②下記の金額が 1 か月当たり 3,500 円以下。
・食事の価額－役員や使用人が負担している金額

複数の飲食店による
バリエーション

１．飲食店を取り込んだ仕組み

経営者や従業員は、どこかで必ず昼食を取っています。
その飲食店を“指定食堂”にしたプランです。

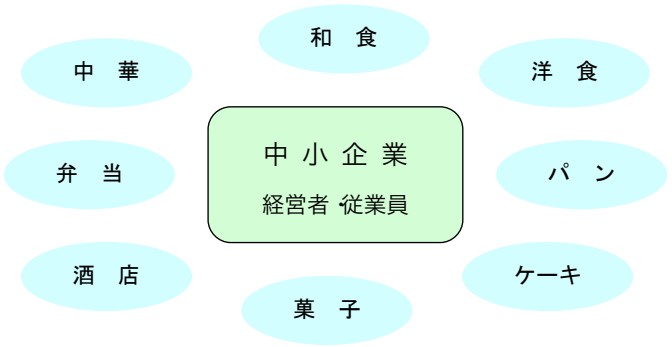

＊回数の制限はありません。
＊弁当持参者に対する飲み物やデザートもOK。
＊経営者 ･パートも利用可能。

２．会社のメリット

（１）消費税の節税になります。
本則課税の場合、役員報酬や給与は消費税が非課税のため、仕入控除できませんが、当プランの補助金額に対応する消費税を仕入控除できます。

（２）会社のイメージアップになります。
少子化で優秀な従業員やパートの確保は、さらに激しくなり、会社の従業員への対応の中身が重要になってきます。当プランを採用している同業者はいないでしょうから、貴社の従業員に対する優位性をアピールできます。

（３）会社の行事に対する経費削減もできます。
飲食店以外の商店街も特典付きで利用できますので、様々な経費削減も可能です。
（例）忘年会・新年会・歓迎会・送別会・お歳暮・お中元

（４）新規開拓もできます。
商店街との取り組みになりますので、販売業やサービス業の会社の場合には、新たな接点ができます。

３．経営者・従業員のメリット

（１）可処分所得をアップできます。
当プランの補助金額は、所得税や住民税が課税されませんので、昇給の一部を当プランにすることで、可処分所得をアップできます。（社会保険料には加算されます）

（２）全役員が利用できます。
従業員のみならず、経営者（全役員）も利用できます。

（３）パートやアルバイトにも対応可能です。
食費補助規程にて、パートやアルバイトの方が利用することもできます。（優秀なパート等の募集のために！）

（４）飲み物やデザートだけでも利用できます。
弁当を持参する方で、飲み物やデザートを購入しても当プランを利用できます。

（５）財布を持たずに利用できます。
専用伝票にて対応しますので、財布を持たずに出掛けられます。